

3. 高圧ガスの移動・運搬の基準について

【警戒標】

車幅の30%以上



横寸法の
20%以上

**高圧
ガス**

面積
600cm²以上

※毒性ガス以外のガスで内容積20ℓ以下、合計40ℓ以下の場合には除外される。

【防災工具】

可燃性ガス又は酸素

品名	仕様
赤旗 赤色合図灯又は懐中電灯 メガホン ロープ 漏洩検知液 車輪止め 容器バルブ開閉ハンドル 容器バルブグランドスパナ 皮手袋 木ハンマー 木栓	長さ15m以上の物 2本以上 2個以上 移動する容器に適した物 移動する容器に適した物

液化石油ガス

品名	仕様
赤旗 赤色合図灯又は懐中電灯 メガホン ロープ 漏洩検知液 車輪止め 容器バルブ開閉ハンドル 容器バルブグランドスパナ 皮手袋	長さ15m以上の物 2本以上 2個以上 移動する容器に適した物 移動する容器に適した物

※神奈川県内でご使用になる場合は、上記の他に仕切栓が必要となります。

【消火器】 自動車用消火器に限る

移動するガスの量による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
圧縮ガス100m ³ 又は 液化ガス1000kgを超える場合	粉末消火剤	B-10以上	2個以上

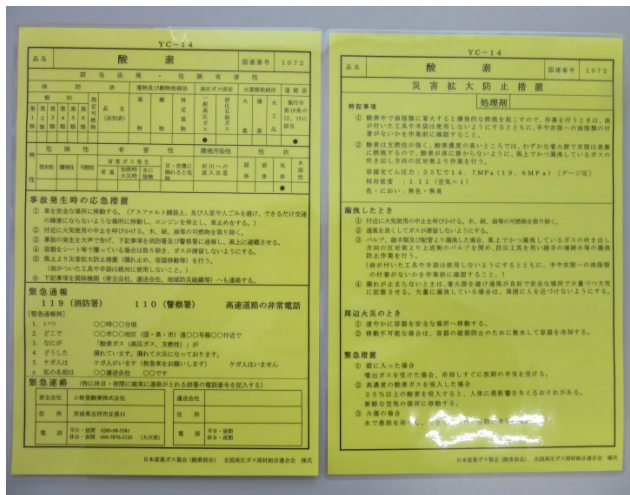
圧縮ガス15m ³ を超え100m ³ 以下又は 液化ガス150kgを超え1000kg以下の場合	粉末消火剤	B-10以上	1個以上
圧縮ガス15m ³ 又は 液化ガス150kg以下の場合	粉末消火剤	B-3以上	1個以上

※内容積20ℓ以下、合計40ℓ以下の場合は除外される。
※アセチレンは、圧縮ガスとして1kg=0.9m³で換算する。

【イエローカード】

一般高圧ガス保安規則第49条第一項21号・第50条13号・液化石油ガス保安規則第48条18号・第49条9号の「注意事項を記載した書面」のことです。

黄色の台紙に、高圧ガスの名称・性状・事故発生時の応急措置・緊急連絡先等の注意事項を記載したもので、積載している全ての支燃性(酸素)・可燃性ガス(アセチレン・LP等)について携行及び遵守の義務があります。



※法律上は、不燃性(不活性)ガスのイエローカードの携行は義務付けられていませんが、緊急時の措置として必要な場合もある為、携行する事をお勧め致します。

【積載注意事項】

- ・容器を積載した車両の後部バンパーと、積載容器後面との間を30cm以上離す事。
- ・転倒防止の固定を行う事。
- ・容器に調整器を取り付けたままの移動は厳禁。
- ・酸素と可燃性ガスの容器バルブが交互に向き合わない様に積載する事。
- ・同一車両に積載禁止物が無い。(一般高圧ガス保安規則第50条5号イ・ロ)
- ・移動監視者が必要か否か。

(違反者には30万円以下の罰金が科せられる他、法人にも科せられます)

高圧ガス容器 車両運搬点検表

【点検日】平成 年 月 日

【社名】 _____

【車両ナンバー】 _____

【点検者】 _____

	点検項目	点検内容	判定	
			合	否
1	警戒標	車両の前部及び後部の見やすい場所に掲げている	合	否
		警戒標のサイズは適している (縦:車幅の30%以上 横:横寸法の20%以上 又は面積が600cm ² 以上)	合	否
2	防災工具	赤旗	合	否
		赤色合図灯又は懐中電灯・電池	合	否
		メガホン	合	否
		ロープ(15m以上×2本以上)	合	否
		漏洩検知液	合	否
		車輪止め(2個以上)	合	否
		容器開閉ハンドル(移動する容器に適した物)	合	否
		容器バルブグランドスパナ(移動する容器に適した物)	合	否
		皮手袋	合	否
		木ハンマー	合	否
	木栓	合	否	
3	消火器	圧縮ガス100m ³ 又は液化ガス1000kgを超える場合 B-10 2個	合	否
		圧縮ガス15m ³ を超え100m ³ 以下又は 液化ガス150kgを超え1000kg以下の場合 B-10 1個	合	否
		圧縮ガス15m ³ 又は液化ガス150kg以下の場合 B-3 1個	合	否
		自動車用消火器である	合	否
4	イエローカード	積載する酸素・可燃性ガスのイエローカードが有る	合	否
		緊急連絡先等の記載をしている	合	否
5	積載方法	後部バンパーと、積載容器後面との間が30cm以上空いている	合	否
		容器を確実に固定している	合	否
		調整器を付けたままの容器を積載していない	合	否
		酸素と可燃性ガスの容器バルブが交互に向き合っていない	合	否
		同一積載禁止物が無い	合	否